第一条のうち地方税法附則第十五条第十九項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に、「平成二十三年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日の翌日」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条第二十項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条第二十四項、第二十七項及び第二十九項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に、「平成二十三年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日の翌日」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条第三十一項、第三十五項及び第三十六項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条第四十三項の改正規定中「「平成二十一年度分及び平成二十二年度分」を「平成二十三年度分及び平成二十四年度分」に改め」を「「平成二十三年度分」の下に「及び平成二十四年度分」を加え」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条第四十四項及び第四十五項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条の八第三項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に、「平成二十三年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日の翌日」に改める。

第一条のうち地方税法附則第十五条の八第四項及び第五項、第十六条の二第六項並びに第三十三条第四項の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

附則第一条第九号から第十一号までの規定及び第十三号中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

附則第十九条の次に次の一条を加える。

（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置）

第十九条の二　この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「附則第十五条第二十二項の改正規定（「規定する公共施設等」の下に「（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）」を加える部分に限る。）」の下に「並びに附則第三条の二の規定」を加える。

附則第三条の次に次の一条を加える。

（地方税法の一部改正に伴う調整規定）

第三条の二　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日前である場合には、同号中「附則第十一条第六項」とあるのは「附則第十一条第十項」と、「附則第十五条第二十二項」とあるのは「附則第十五条第三十項」とし、前条のうち、地方税法附則第十一条第六項の改正規定中「附則第十一条第六項」とあるのは「附則第十一条第八項」と、同法附則第十一条第十項の改正規定中「同条第八項」とあるのは「同条第十二項」と、同法附則第十五条第二十二項の改正規定中「附則第十五条第二十二項」とあるのは「附則第十五条第三十項」と、同条第二十五項の改正規定中「同条第二十五項」とあるのは「同条第三十四項」とする。

2　前項の場合において、この法律の施行の日が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日後であるときには、前項の規定により読み替えられた前条のうち、地方税法附則第十一条第十項の改正規定中「附則第十一条第十項」とあるのは「附則第十一条第六項」と、同条第十二項の改正規定中「同条第十二項」とあるのは「同条第八項」と、同法附則第十五条第三十項の改正規定中「附則第十五条第三十項」とあるのは「附則第十五条第二十二項」と、同条第三十四項の改正規定中「同条第三十四項」とあるのは「同条第二十五項」とする。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第十四号

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）に基づく子ども手当の支給が平成二十三年三月で終わることにより生ずる国民生活等の混乱を回避する観点から、同法の子ども手当について、暫定的に同年九月まで支給する措置を講ずるため、同法の一部改正について定めるものとする。

（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部改正）

第二条　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十二年度」の下に「等」を加える。

第一条中「平成二十二年度」の下に「等」を加える。

第七条第二項中「平成二十三年三月（同年二月末日」を「平成二十三年九月（同年八月末日」に改め、同条第四項中「平成二十三年二月に」を「平成二十三年二月、六月及び十月に」に改め、「、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ」を削る。

第二十一条（見出しを含む。）中「平成二十三年三月」を「平成二十三年九月」に改める。

第二十二条中「平成二十二年度」の下に「等」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年四月一日（この法律の公布の日が同月一日後となる場合には、公布の日）から施行する。